

令和8年10月5日

質 疑 回 答 書

井原市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項、仕様書その他関係書類について、下記のとおり回答します。

【業務名 井原市放課後児童クラブ運営業務（美星地区）】

資料名	ページ・項目	質 問 内 容	回 答
実施要項	・1 ページ 3 提案見積上限額	・提案見積上限額に含まれる経費及び含まれない経費の範囲について、ご教示ください。 ・「委託契約額は、・・・、年度ごとに締結する委託契約において定める」とのことですが、準備期間は、どのような契約となりますか。 (例) 委託契約 令和8年12月～令和9年3月 委託契約 令和9年4月～令和10年3月 委託契約 令和10年4月～令和11年3月	子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき算出し、児童クラブの運営に必要なすべての経費を含めます。 契約締結日から令和11年3月31日までを履行期間とする基本契約を締結し、令和9年度及び令和10年度は、各年度で委託契約を締結します。
	・2 ページ 6 参加資格(5)	・質問事項① 参加資格における法人としての業務実績と業務実施体制について 実施要項において、過去3年以内に市町村から委託を受けて放課後児童クラブを運営した実績を有する法人等であることが、参加資格の一つとして示されています。	現在の美星児童クラブの運営ノウハウに放課後児童クラブや児童福祉を目的とした施設の運営経験のある法人の経営ノウハウを加えることでより良いクラブ運営を図ることを目指しており、業務に従事いただく方の経験ではなく、法人としての運営実績を重視しています。

		一方、当法人では、業務責任者として配置を予定している者が、対象となる美星児童クラブにおいて約9年間の勤務経験を有し、そのうち約4年間は主任として運営に携わっており、放課後児童支援員の資格も有しています。 また、業務実施体制として、美星児童クラブの立ち上げ時から運営委員及び支援員として運営に携わった経験を有する者、他の放課後児童クラブにおいて経理業務を担当した経験を有する者、その他、放課後児童クラブの運営に関する実務経験や資格等を有する者を配置することを予定しています。 このように、法人として過去3年以内の放課後児童クラブ運営実績を有していない場合であっても、実際に業務を担う予定の責任者及び主要な職員が、放課後児童クラブにおける十分な実務経験、資格、運営・経理等の経験を有する場合には、その業務実施体制をもって参加資格を満たすものとして取り扱うことは可能でしょうか。 また、上記のような業務実施体制を有する場合であっても、法人として過去3年以内の運営実績がなければ参加資格を満たさないということであれば、その理由及び、法人としての運営実績を要件とする趣旨・考え方についてご教示ください。 ・質問事項② 「児童福祉を目的とした施設」の範囲について 実施要項において、過去3年以内に市町村から委託を受けて放課後児童クラブを運営した実績を有する法人のほか、「児童福祉を目的とした施設（保育所、認定こども園等）を運営している法人」であることが参加資格として示されています。	以上のことから、法人としての運営実績を参加資格としているため、従事予定者に実務経験があっても、法人として要件を満たさない場合は参加できません。 保育所、認定こども園、放課後等デイサービスなど、主に児童を対象とし、児童が安全・安心に過ごすことができる生活の場や居場所を提供する施設を対象とします。
--	--	---	---

	・2,3 ページ 7 事業実施にあ たったの必須 条件(2)	この「児童福祉を目的とした施設」について、対象となる施設の範囲及び判断基準をご教示ください。 ・現在勤務している支援員等の継続雇用について 実施要項において、「令和8年度まで児童クラブに勤務している支援員等の継続雇用を基本とする」とされています。 これは、受託者となった事業者が、現在美星児童クラブに勤務している支援員等を原則として雇用し、現在の職員体制を基本として運営を引き継ぐことを求める趣旨でしょうか。 また、継続雇用を希望する現在の支援員等については、受託者において雇用することを基本とするという理解でよいでしょうか。 併せて、継続雇用に当たって、現在の賃金水準、賃金規程その他の処遇等について、どの範囲まで引き継ぐことが求められるのかご教示ください。 ・現在勤務されております職員様（支援員等）の待遇面について、可能な範囲でご教示願います。 （時給・月給・賞与・社会保険加入者数など） ・現在の職員数、雇用形態等の内訳及び職種別の給与水準について、ご教授ください。	お見込みのとおりです。 賃金水準や処遇等についても、原則として現行の規程等を引き継ぐこととしています。 現在の職員数は13人です。 その他詳細は、参加資格審査通知書（様式第9号）とあわせて送付する「クラブ情報一覧」でご確認ください。 現在の職員数は13人です。 その他詳細は、参加資格審査通知書（様式第9号）とあわせて送付する「クラブ情報一覧」でご確認ください。
--	---	---	---

	・2,3 ページ 7 事業実施にあ たったの必須 条件(3)	・保護者負担金の説明は、増額に 対しての条件が記載されていると 解釈していますが、減額に関して はこの限りではないと解釈してよ ろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 減額する場合は、協議を要し ません。
	・3 ページ 9 質疑及び回答	・質疑に対する回答は、「参加申 込者に対し一様に開示する」との ことです。質疑の回答を確認して 参加申込書等 10 月 9 日提出期限 の資料を完成させようとしていま す。参加申込未提出の状況におい ても、質問書提出事業者には、質 疑に対する回答を開示していただ けますでしょうか。	井原市ホームページで公表し ます。
	・3 ページ 10 参加申込及 び参加資格審 査ウ-④	・業務責任者等の実務経験の取り 扱いについて 業務実績調書について、法人とし ての実績とは別に、業務責任者又 は主要な職員として配置予定の者 が、過去に美星児童クラブにおいて 長期間勤務し、主任として運営 に携わった実績を有する場合、そ の実務経験を業務体制又は企画提 案書に記載し、評価対象として取 り扱うことは可能でしょうか。 また、法人としての運営実績と、 配置予定者個人の実務経験につい て、それぞれどのように取り扱わ れるのか、併せてご教示くださ い。	企画提案書への記載は可能で す。個人の実績は直接の評価対 象とはしませんが、業務管理体制 を評価する際の参考としま す。
	・3 ページ 10 参加申込及 び参加資格審 査ウ-⑤	・設立後 3 年未満の法人における 財務諸表の提出について 参加申込時の提出書類として「直 近 3 か年の事業年度の貸借対照表 及び損益計算書等の財務諸表」が 示されています。 当法人は令和 6 年 12 月 25 日に設 立しており、現時点で 3 か年分の 事業年度の財務諸表を有しており ません。	設立後の財務諸表及びその他 これに類する書類の提出と、3 か年分を提出できない理由を記 載した書類（任意様式）を提出 してください。

企画提案書作成要領	・4 ページ 12 プレゼンテーションの実施(5)	この場合、設立後の事業年度に係る財務諸表及びその他これに類する書類を提出することで差し支えないでしょうか。 また、3 か年分の財務諸表を有しない法人について、別途提出が必要となる書類等があればご教示ください。 ・プレゼンテーションにおいて PowerPoint 等の資料を使用する場合、資料の事前提出の要否、提出期限及び提出方法についてご教示ください。	PowerPoint 等の投影用データの事前提出は不要です。 ただし、提出済みの企画提案書にない内容を追加することはできません。
	・4 ページ 12 プレゼンテーションの実施(6)	・「プレゼンテーションにおいて、提出済みの企画提案書等以外の追加資料を提示し、または配布することは認めない。」とあります。電子黒板に表示する企画提案書について、画面を横長に投影するにあたり、A4 縦版を A4 横版へ編集してプレゼンテーションしても大丈夫でしょうか。	問題ありません。
	・1 ページ 3 各様式の作成方法(4)ア	・「本業務に実際に携わる責任者」とは、業務における市との連絡・調整等を行う窓口担当者を指すという認識で良いのでしょうか。 ・本業務に関連して活用可能な市または県の補助金・助成金等（活動・事業に係るものを含む）はありますでしょうか。また、第三者評価の実施結果等により、委託料の加算・減算等が生じる仕組みはありますでしょうか。 ・「過去3年以内の放課後児童健全育成事業の運営実績」に、「過去3年以内の放課後児童健全育成事業の運営支援実績」も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 市の ICT 化推進事業費補助金、県の学びの場充実事業費補助金等があります。また、第三者評価の実施による加算もあります。いずれも当該年度の予算成立が条件です。 運営支援は含みません。

仕様書	・ 1 ページ 4 運営準備期間 ・ 1 ページ 5 開所日及び開所時間(1)開所日(2)開所時間 ・ 1 ページ 6 対象児童 ・ 3 ページ 9 委託業務の範囲(1)オ	※「運営支援」とは、放課後児童クラブと当団体が業務委託契約を締結し、会計処理・給与計算・保護者負担金計算・市提出資料の作成・おやつの購入など放課後児童クラブの運営にかかわる各種業務を支援することを意味しています。 ・ 元運営事業者からの引継ぎについて、実施期間、実施方法（打合せ・現地での引継ぎ等）及び引継ぎの対象となる資料・情報の詳細をご教示ください。 ・ 昨年の開所日数の実績と開所時間、延長時間があればお教えください。 教室数、土曜日の開設に関してもご教示ください。 また、職員の給与体系（賞与・昇給）についても実績をお教えください。 ・ 現在の放課後児童クラブにおける入所決定の基準及び選考方法についてご教示ください。 ・ 現在の利用状況（登録児童数、学年別内訳）及び特別な支援（加配）を必要とする児童数について、ご教示ください。また、今後想定されている月あたりの最大利用児童数についてもご教示ください。	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを引継ぎ期間とし、現運営委員会や支援員等との打合せや現地での引継ぎを行います。 規程、児童情報、備品等、現運営委員会が行っている業務全般を対象とします。 給与体系は、参加資格審査通知書（様式第 9 号）とあわせて通知する「クラブ情報一覧」をご確認ください。 ○開所実績等 開所日数 257 日 平日 放課後～18:45 長期休暇 7:45 ～18:45 土曜日 7:45 ～16:00 延長あり（200 円/日） 1 支援単位で 2 教室使用 例年、定員超過がないため、選考は行っていない。 令和 8 年度 登録児童 36 人 （うち一時利用 11 人） 特別な支援を必要とする児童 3 人以上 5 人以下 最大利用児童数は 34 人程度を見込んでいます。
-----	--	---	--

	・ 3 ページ 9 委託業務の範囲 (2) イ	入退室管理導入 ⇒検討しているが費用は見積もりに入れても良いか、また、現状のパソコンの設置状況、プリンター複合機の有無についてご教示ください。	入退室管理の導入経費は見積額に含めないでください。パソコン等の状況は、受託後の引継ぎ時にご確認ください。 ※令和 8 年度は「井原市放課後児童クラブ ICT 化推進事業費補助金」あり。
	・ 3 ページ 9 委託業務の範囲 (2) キ	・ 現在使用している玩具や文具及び日用品については、現運営事業者から引き継いで使用するという認識で良いでしょうか。	お見込のとおりです。
	・ 4 ページ 9 委託業務の範囲 (5)	・ 「市と協議の上、実施すること」と記載されている事項について、具体的にどのような内容が協議の対象となるのか、ご教示ください。	施設の改修や、利用児童の増加に伴う実施場所の変更などを想定しています。
	・ 5 ページ 11 保護者負担金の徴収 (1)	・ 学校が休校日の昼食の提供方法及び、おやつとして市販品を提供することの可否について、ご教示ください。また、おやつについて、提供する物品の内容や基準等が定められているか、併せてご教示ください。 ・ 利用料、おやつ代、教材費その他保護者負担金など、通常月と長期休暇月（8 月など）児童一人当たりの徴収額をご教示ください。	当該クラブでは、長期休暇中は週 3 回程度、弁当事業者への発注を中心に昼食を提供しています。 おやつは市販品も可能で、基準は設けていませんが、アレルギーや栄養面等への配慮をお願いします。 【通常月】 利用料 (1-3 年) 4,500 円/月 (4-6 年) 2,500 円/月 おやつ代 50 円/日 【長期休暇月】 7 月利用料 (1-3 年) 5,500 円/月 (4-6 年) 3,500 円/月 おやつ代 50 円/日 8 月利用料 (1-3 年) 6,500 円/月 (4-6 年) 4,500 円/月

			おやつ代 50 円/日 一時利用者は期間を問わず 100 円/時間です。 令和 8 年度 登録児童 36 人 (うち一時利用 11 人) 年度単位で精算します。 「市の基準により整備した備品」は下記のとおりです。 児童用下駄箱、児童用棚、児童用座卓、本棚、掲示板、消火器、冷蔵庫、電気ポット、電子レンジ、掃除機、テレビ、ベット・寝具一式、事務用机・イス、支援員用ロッカー、電話 (FAX 付)、エアコン、お知らせくん (緊急告知端末)
	・ 6 ページ 15 委託料(5) ・ 10 ページ 16 業務または 費用の分担区 分 別表 2-備品	・ また、徴収対象となる現在の登録児童数も合わせてご教示ください。 ・ 委託料の精算は、契約期間が終了した際に行うのでしょうか。それとも、年度単位で行うのでしょうか。 ・ 備品に記載されている「市の基準」について、具体的な基準の内容及び確認可能な資料・掲載場所をご教示ください。	